

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年6月6日（金） 15時00分～15時30分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	前田 雄俊
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項 第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見について

報告事項 第2号 農用地利用集積等促進計画の認可について

報告事項 第3号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副局長・農地係長事務取扱	獅子田 正臣
副主幹	山口 徳康
主事	和穎 玲

7. 会議概要

議 長

ただいまから、令和7年第6回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、1番 尾形委員、2 中村委員 をお願いします。

なお、農地法第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から3について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主 事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 大賀 中神田 957 番、登記地目、現況地目、共に畑で 330 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都中央区の法人、譲受人は市内大賀にお住いの63歳の方です。

事由としては、譲渡人は法人が破産をしたため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、野菜を栽培し、新規就農したいとのこと。

整理番号2 所在地は 大井 大峰 952 番、登記地目、現況地目、共に畑で 290 m²の売買による所有権移転による案件です。

譲渡人は、市内大井にお住いの62歳の方、譲受人も市内大井にお住いの79歳の方です。

事由としては、譲渡人は耕作できないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、菜花を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのこと。

整理番号3 所在地は 浜田 上野 50 番、登記地目、現況地目、共に畑で 449 m²の売買による所有権移転による案件です。

譲渡人は、八千代市にお住いの 58 歳の方、譲受人は千葉市にお住いの 52 歳の方です。

事由としては、譲渡人は耕作できないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、トマト、キュウリ等を栽培し、新規就農したいとのことです。

以上、全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第2項第6号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1から2について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主事

資料2ページ、整理番号1 所在地は 大賀 中神田 957 番、登記地目、現況地目、共に畑で面積 330 m²の案件です。

申請人は東京都中央区の法人及び市内大賀の方です。

転用の事由及び施設は、譲渡人は当初（平成 29 年 4 月）、専用住宅で許可を得たが、今回、法人が破産したことにより、計画の実行が不可能となったため。譲受人は農地として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 7 年 7 月 1 日に工事着手し、令和 7 年 10 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

整理番号 2 所在地は 浜田 浜町 142 番 11、登記地目、田、現況地目、宅地で面積 213 m²の案件です。

申請人は市内浜田の方です。

転用の事由及び施設は、譲受人は当初（平成 17 年 12 月）、倉庫兼駐車場で許可を得たが、計画を実行せずに現在まで至った。今般、前回の申請から面積等を変更して再度計画を実行したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 7 年 7 月 1 日に工事着手し、令和 7 年 9 月 1 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

整理番号1については、当初の計画内容が実行不可能となったため計画を農地へ変更しようとする申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号2については、当初の計画内容を面積等を変更しようとする申請になります。

9番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1から2について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主 事

整理番号1 所在地は山本 中入 361 番 10、登記地目、田、現況地目、宅地で面積 1.4 m²の贈与による所有権移転の案件です。

申請人は市内山本にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、隣地に専用住宅を建設した際、土地の境界

を間違えたことにより、当該地に境界塀が既に建築されているためです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和7年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は 大井 山崎 674 番 1、登記地目、現況地目、共に畑で面積 317 m²の使用貸借による貸借権設定の案件です。

申請人は市内下真倉にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、現在貸家（アパート）等で生活しているが、子供が成長し、手狭となるため専用住宅1棟を建築したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年6月30日に工事着手し、令和7年12月28日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、農地転用を行っていなかったための申請になります。

2番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 2 については、専用住宅を建設するための申請になります。 3 番委員、ご意見等ございますか。
担当委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員) 許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。 つづきまして、報告事項第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。 資料の 4 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。
副 主 幹	整理番号 1 所在地は、高井 宿内 1630 番 地目は畑で、面積 1,330 m²について、合意解約が成立、解約理由は、除去しきれない雑草が多く、開墾できなかったためとのことです。 説明は以上です。
議 長	つづきまして、報告事項第 2 号「農用地利用集積等促進計画案への

意見について」を報告します。

資料の 5 から 15 ページ、整理番号 1 から 15 について、事務局より説明をお願いします。

副 主 幹

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かなければならないとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の 8 から 11 ページの合計 15 件です。内訳として、8 から 9 ページは、地域計画内での貸し借り、10 ページは、地域計画外の貸し借り、11 ページは、新たに千葉県園芸協会が別の耕作者に貸付するものです。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の 13 から 15 ページのチェックリストにありますように、個人 8 件、法人 2 件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」、「農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料 12 ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を報告します。

資料の 16 ページ、整理番号 1 から 10 について、事務局より説明をお願いします。

副 主 幹

今回の案件は、市から農業委員会に意見照会のあった促進計画案について、事務局で農家要件等を確認し、「計画案に対する意見なし」として回答したことを、3 月の総会で皆様にご報告した案件です。令和 7 年 5 月 7 日付で、県知事から正式に認可がおりたと通知がありましたので、ご報告します。

各案件の説明については、時間の都合により割愛させていただきます。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第4号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を報告します。

資料の17ページについて、事務局より説明をお願いします。

副主幹

平成28年4月の農業委員会等に関する法律の一部改正により、法第37条に、農業委員会は、その運営の透明性を確保するために、農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況について、インターネットその他適切な方法により公表することと規定されました。

農林水産省は、活動計画の点検・評価結果を、市町村のホームページで6月末までに行うことが適当としています。

また、農業委員会が公表した事項については、農林水産大臣がこれを取りまとめ、公表することとされ、農業委員会は、都道府県を通じて、地方農政局に7月末までに報告することとされています。

それでは、農業委員会事務の実施状況等の公表について、概要を説明します。

別冊の報告第4号、別紙様式5の資料をご覧ください。

令和6年度の点検・評価となります。

I 農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）については、目標設定時の内容を転記したものです。

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

1 最適化活動の成果実績

(1) 農地の集積については、新規集積面積の実績が51.4ha、累計で425.6haでした。目標に対する達成状況は108.2%、集積率は25.2%でした。達成率が90～110%未満でしたので、3点となり、目標に対して期待をやや下回る結果となりました。

(2) 遊休農地の発生防止・解消については、遊休農地の解消実績面積は、5.1haで、目標に対する達成状況は、242.9%でした。達成率が110%以上でしたので、5点となり、目標に対して期待どおりの結果となりました。

(3) 新規参入の促進については、実績がなく、目標に対して期待を下回る結果となりました。

2 最適化活動の活動実績

- (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、月 6 日。
- (2) 活動強化月間の設定については、3 回。
- (3) 新規参入相談会への参加は、オンライン開催となり、ありませんでした。

農業委員会の実績及び点検・評価結果については、9 点となり、目標に対して期待どおりの結果が得られました。

【推進委員等の点検・評価結果】

全体を通しては、下記の表のとおりですが、活動日数だけを見ますと、平均で月 6 日以上行った人は、9 人です。

Ⅲ 事務の実施状況

1 総会、部会の開催実績ですが、毎月の総会と、1 月、2 月は農振除外に関する小委員会の開催です。

2 農地法第 3 条に基づく許可事務の実績は、64 件でした。標準処理期間は 20 日、総会開催日・申請書締切日は、ホームページで公表しています。

3 農地転用に関する事務の実績は、64 件でした。

4 違反転用への対応としては、従来 0.5 ha でしたが、6 年度中に畑で 793 m²の廃棄物の放棄による違反転用が県より情報提供があり、解消に向けて、指導を行っています。全体で 0.58ha ありますが、解消面積は、0 ha でした。

説明は、以上となります。

議 長

説明が終わりました。何か、不明な点はありますか。

ないようですので、第 4 号の報告を終わります。

以上で、第 6 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 30 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員

茂 形 玲 子

館山市農業委員会委員

中 村 保 宏

